

第 2 4 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 3 2 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	2	福永 克哉	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	1 4	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	1 5	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	1 7	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席 3 番 緩利 哲治 委員

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 5 番 林田 清光 委員
議席 1 6 番 鍋家 善幸 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第114号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第116号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について
- 報告案件2 地域農業経営基盤強化推進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 研修等報告
- 専門委員会活動
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	小西	征義
局長補佐	西田	輝彰
係長	吉澤	真子
係長	澤田	均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、緩利哲治委員。遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番林田清光委員と議席16番鍋家善幸委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第113号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号26については、議案第114号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」の4条調書、整理番号2と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 3条調書、整理番号26番及び4条調書、整理番号2番について説明します。
まず、3条調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないために自身の建屋を含めて財産処分を考えていたところ、当該建屋を取得し、新たに耕作を始めたいと考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所に隣接する当該申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながらも、身の丈にあった耕作をされることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、4条調書、整理番号2番について説明します。4条調書は6ページ、参考図は17ページから18ページ、土地利用計画図は19ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を宅地及び進入路にするための申請です。計画によると、申請地は隣接する居宅及びそのための進入路として長らく利用がなされており、この度の土地処分にあたり、現状に合わせて

土地整理をするために申請があったもので、当該申請人が前号の譲渡人と同一人となります。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水についても、南側道路側溝に排水されるほか、周囲が構造物で縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号26及び4条調書、整理番号2については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局の説明の通りです。当案件については、空き家バンクを通じて購入された農地の申請であり、畑を耕作されるということです。山中推進委員と現地確認をしており、農地利用最適化に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。当案件については、譲受人において農地を守っていただけるとのことから、農地利用最適化の推進に問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号26について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号2については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号27について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号27番について説明します。参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、居宅が農地に隣接している譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は勤務の傍らで、居所に隣接し耕作に都合のよい当該農地にて、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、適度な面積で身の丈にあった耕作をされる見込みであることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号27については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。3条調書、整理番号27番について説明します。令和7年5月17日に伴推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。譲渡人の申請理由は、高齢のため申請地の維持管理が厳しくなったため、隣接地に居住されている若い譲受人に、将来にわたり有効に活用していただきたいとのことです。一方、譲受人は家庭菜園として利用するため、隣接地で管理も容易にできることから、双方合意の上、譲り受けられることになりました。今後も引き続き、農地の維持管理をされることから、農地利用最適化の推進に支障がないと認められます。以上のことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号9伴推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号9番伴です。事務局及び福野農業委員の説明の通りです。5月に聞き取りを行い、会社員である譲受人の居宅に隣接した申請地で、家庭菜園を中心に栽培されるとのことであり、農地利用最適化には支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号27について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号27については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号28について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号28番について説明します。参考図は5ページから6ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。耕作継続が難しくなり、今後農地の管理が行えないことから、農地の取得について相談を受けた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地利用最適化推進委員であり、自身の農地規模拡大を図ると同時に、最適化活動に使命感を持って取り組まれているもので、当該申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号28については、議席4番曽我委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号4番曽我です。3条調書、整理番号28について説明します。事務局の説明の通りです。令和7年6月8日に小倉推進委員、申請者とともに現地確認と申請理由の聞き取りを行いました。以前から譲受人が譲渡人から依頼され、当申請地で水稻の栽培を行っており、今後も引き続き水稻栽培を行うとのことで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号12小倉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。当案件については、農地利用最適化の推進に問題はないと判断し

ました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号28について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号28については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号29について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号29番について説明します。参考図は7ページから8ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。現状、不耕作地ではあるものの、保全管理がされている土地であり、耕作に支障ないものと考えます。なお、譲渡人の経営面積409平方メートルに対し、それ以上となる2,085平方メートルとなる農地面積が移動していますが、これは調書の経営面積には利用状況調査における不耕作地が除かれているためであり、これを含めると譲渡人の面積は計3,778平方メートルになり、2,085平方メートルの農地があることを申し添えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号29については、議席3番緩利委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。当案件は申請者の住宅前に位置し、以前より検討されていた果樹栽培において適地と判断され、今回の申請となりました。無花果を栽培されることですので、収穫まで三年程度はかかると思いますが、綺麗に管理されてい

る土地であり、農地の利用が広がる事は嬉しい事であると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号２２阪口推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号２２番阪口です。３条調書、整理番号２９について説明します。緩利農業委員と現地確認を行いました。申請地は、譲受人の住宅の庭先に隣接している土地であり、以前より譲受人が有償で草刈などの管理をしておられたとのことです。今後も引き続き維持管理しながら、果樹栽培されるとのことであり、農地利用の拡大が図れることはいいかと思います。

最初は草刈りで維持管理されるとのことでしたが、話し合いの中で果樹を栽培されることになった経緯があり、以前も同じようなことがありました。そのため、事務局が３条申請を受け付ける際には、耕作が条件であることが記載された書面を渡していただきたらと思います。また、当案件は維持管理が比較的しやすい農地ですが、維持管理が難しい山間の農地は山林化し荒廃地になっていくという現状があるため、地域からそのようなご指摘があることも理解していただきたいと思います。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 事務局。

事 務 局 阪口推進委員からご指摘のありました件について、お答えします。３条申請における農地の履行管理、適切に耕作することの確認と周知に関しては、従来の３年３作の書面から、現在は、農地取得後の農地管理を前提とした誓約書の添付により実施しております。今後も引き続き、窓口での３条申請受付時に、申請者へ農地取得後の農地管理と適切な耕作について、確認及び周知徹底をしてまいります。

議 長 他にご質問等はありませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号２９について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号２９については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号３０については、**議案第１１４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請審議について」**の４条調書、整理番号４と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 ３条調書、整理番号３０番及び４条調書整理番号４番について説明します。
まず、３条調書、整理番号３０番の調書は４ページ、参考図は９ページから１０ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地に隣接する建屋を１０年以上前から借り受けて居住し、市の国際交流員として勤務をされている方で、この度、建屋と併せて申請農地の譲渡の話がまとまったもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は勤務の傍らで、居所隣接地で農作業に都合の良い当該地で、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を調達するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
続きまして、４条調書整理番号４番について説明します。調書は６ページ、参考図は２３ページから２４ページ、土地利用計画図は２５ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。申請地を駐車場、庭にするための申請です。計画によると、申請地北側にある居宅の駐車スペース確保のための駐車場として、また隣接地は宅地一体の庭としてこれまでから利用しており、この度の建屋売却などの土地整理において現況に合わせるために申請があったもので、申請者は３条調書の譲渡人と同一人となります。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水について駐車場部は北側、西側の側溝に放流されるほか、庭は自然地下浸透処理ですが、周囲に農地がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。
以上、農地法第４条第６項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。
- 議 長 ３条調書、整理番号３０および４条調書、整理番号４については、議席３番緩和委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。まず、3条調書、整理番号30について、譲受人は以前より当地区の空き家に間借り人としてお住まいであり、学校で英語を教える海外の方ですが、当地区の行事にも参加されたこともあり、区内の取り決め等にもご理解をいただいております。今回この空き家を正式に購入し、お住まいになられます。住宅横の畑で家庭菜園をされるのですが、初めてにしては少し広いため、近隣の方とも相談し、協力していただけるとのことです。少しずつかとは思いますが、農地が復元される事は嬉しいことであり、当申請は許可相当と判断しております。

次に、4条調書、整理番号4について、譲渡人の先代から家の前の農地を庭や駐車スペースと利用変更されていたものであり、空き家の売買に伴う申請となりました。本来であれば、農地復元が原則かと思いますが、当該農地は周辺農地も水利が悪く不耕作地となっており、現在駐車スペースとして代替え地も無いことや、庭として管理されているため、今回の申請はいたしかたない案件かと思えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号24緩利推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号24番緩利です。当案件について、緩利農業委員と6月8日に現地確認を行いました。書類等を確認させていただき、長年居住しておられる譲受人が当該農地を駐車場として利用したいとのことから、今回申請されました。地域とも仲良くされており、今後何年居住されるかは分かりませんが、必要な確認はいたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号30について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号30については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号4について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号4については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号31について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号31番について説明します。参考図は11ページから12ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地が居所隣接地のために相談を受けた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、これまでからも譲渡人の農地を一部借り受けて耕作されており、親族応援の下で、今後も居所に隣接する当該申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号31については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。3条調書、整理番号31番について、事務局の説明の通りです。令和7年5月31日、廣岡推進委員、地元の改良組合長、譲受人の息子さん立ち会いのもと、4名で現地確認を行いました。すでに、夏野菜などたくさん植えておられました。今後ご家族の応援を受けながら、農地として利用されることから、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号26番廣岡です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通りです。一部野菜を栽培されている農地以外は、現在も雑草が生え不耕作地になっておりますが、今後、譲受人が畑として再生されれば、景観も良くなり、地域貢献に寄与されるものと思われます。以上のことから、農地利用の最適化に支障なく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号３１について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号３１については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号３２については、次の整理番号３３および議案第１１４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請審議について」の４条調書、整理番号５と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 ３条調書、整理番号３２番、整理番号３３番及び４条調書、整理番号５番について説明します。
３条調書、整理番号３２番の参考図は１３ページから１４ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地、参考図右下の１７１７番は青地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、隣接地で新たに居宅を購入し、耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、取得する居宅にほど近い当該申請地にて、野菜及び牧草の栽培を行う予定です。譲受人は、現在ポニーを飼育しており、取得する居宅に隣接する広場で飼育をしつつ、その飼料となる牧草を当該農地で肥培管理をしながら育てることとされており、勤務の傍らで農業への従事期間を十分に確保しながら、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
続きまして、３条調書、整理番号３３番について説明します。参考図は１５ページから１６ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。位置関係は前号の農地から少し北側の農地となります。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、隣接地で新たに居宅を購入し、耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、野菜及び牧草の栽培を行う予定です。譲受人は前号と同一人であり、前号と同様に飼育しているポニーの飼料となる牧草を、当該農地で肥培管理をしながら育てることとされており、移住体制を整えて徐々に耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、4条調書、整理番号5番について説明します。調書は7ページ、参考図は26ページから27ページ、土地利用計画図は28ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請地を宅地及び進入路にするための申請です。計画によると、申請地はこれまでから居宅として利用し、また進入路についても居宅建築当時から宅地一体利用しており、この度の土地整理において現況に合わせるために申請があったもので、当該申請人が3条調書整理番号32番の譲渡人と同一人となります。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透処理ですが、地形上、居宅側が高台となっており、法面と隔てられていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号32、整理番号33および4条調書、整理番号5については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。3条調書、整理番号32、整理番号33及び4条調書、整理番号5について説明します。5月30日、杉田推進委員と私は、申請代理人と譲受人から聞き取りを行いました。農事改良組合長は、仕事の都合で事前にお話しをされたとのことでした。当申請地は、面積が広く傾斜地も多いとのことでしたが、全て確認いたしました。雑草の管理等大変ですが、地域の協力を得て営農するとのことでした。また、周辺の農家の方も来ていただき、一緒に話を聞かれて、理解を示されておりました。ポニー2頭の飼育については、排泄物の臭い等の対策が必要になりますが、近隣の空き家と住宅には特に問題ないとのことでした。地域の協力を得ながら、今後、営農体制を整えていくとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号38杉田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号38番杉田です。山川農業委員の説明の通りです。5月30日、本人立会いのもと、聞き取りを行いました。その後、私から地元の方に説明をし、意見を聴取しました。事前の説明もあり、地元の方は概ね歓迎をされております。しかしながら、牧地の管理は、畑の耕作とは違い、譲受人の1人のマンパワーでの土地の管理や十分な肥培管理については、今後見守っていく必要あると思います。ポニー2頭を飼育されることに関しては、懸念されていた糞尿の臭い等については、一部の方が少し困るというような話をされておりましたが、事前の説明により、ほぼ承諾しておられます。当申請地の現状は相当荒廃しており、譲受人だけで管理できるかどうか多少の不安はありますが、地元の方が草刈を協力して

おられることもあり、営農には問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺ひします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等もないようですので、まず、３条調書、整理番号３２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号３２については、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、３条調書、整理番号３３について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号３３については、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、４条調書、整理番号５について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、４条調書、整理番号５については、許可することに決定いたします。

議 長 　議案第１１３号については、以上であります。

議 長 　続きまして、議案第１１４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 　はじめに、４条調書、整理番号２については、先ほど審議を終えております。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号3については、**議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**の5条調書、整理番号13および整理番号14と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 4条調書、整理番号3番、5条調書、整理番号13番及び整理番号14番について説明します。

4条調書、整理番号3番の調書は6ページ、参考図は20ページから21ページ、土地利用計画図は22ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請地を倉庫敷地にするための申請です。計画によると、申請地の北側及び東側に隣接する一帯の農地において、開発事業により倉庫建設が予定されており、そのための事業地周辺の土地整理の一環で申請がありました。当該地には従来から製茶工場が建設され、現在も使用されているものの、南側にある自身の居宅と一体敷地であるため、これを宅地として整理されるものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透のほか、敷地周囲の側溝を通じて放流処理されていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

続きまして、5条調書、整理番号13番及び整理番号14番について説明します。

5条調書、整理番号13番の調書は9ページから10ページ、参考図は同様に20ページから21ページ、土地利用計画図は22ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、宅地の一部、通路を目的とする農地の売買です。位置関係は、4条申請の製茶工場の東西に位置する狭小農地です。譲受人は4条調書、整理番号3番と同一人であり、隣接する倉庫建設事業の一環として、現状、製茶工場の軒下の通路利用となっているため、現況に合わせて土地整理されるものです。また、整理番号14番も同様の土地利用となります。いずれも新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透のほか、敷地周囲の側溝を通じて放流処理されていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、それぞれに地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

- 議 長 4条調書、整理番号3および5条調書、整理番号13、整理番号14については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。まず、4条調書、整理番号3番について、事務局の説明の通りです。申請者立ち会いのもと、藤井推進委員とともに現地確認を行いました。申請地には倉庫が建っています。住居と繋がっているため、今回宅地に変更されますことから、許可相当と判断いたしました。
- 続いて、5条調書、整理番号13、整理番号14について説明します。藤井推進委員とともに現地確認を行いました。境界線の見直しの案件ですが、何ら問題ないと考えておりますよ。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号19番藤井です。事務局及び奥村農業委員の説明の通り、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等もないようですので、まず、4条調書、整理番号3について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号3については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号13について、採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、5条調書、整理番号13については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号14について、採決いたします。賛成の委員

の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号14については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号4および整理番号5については、先ほど審議を終えております。

議案第114号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 はじめに、5条調書、整理番号11については、次の整理番号12と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号11番及び整理番号12番について説明します。

整理番号11番の調書は9ページ、参考図は29ページから30ページ、土地利用計画図は31ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、駅など公共施設が近く、申請地周囲の市街化が進む中、近隣居住者の駐車場が慢性的に不足していたところ、当該地を貸駐車場としてこれまで利用されてきたもので、土地処分を検討していた譲渡人から事業を承継した譲受人において、車両8台分の駐車区画として活用されます。新たな造成工事はなく、砕石敷き均しによる不陸整正程度の整地作業のみであり土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、これまで流出等の影響がなく、また周囲は道路に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。

続きまして、整理番号12番の参考図は同様に29ページから30ページ、土地利用計画図は32ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。譲受人は整理番号11番と同一事業者であり、計画によると、申請地周囲の住宅建設需要が高まる中で、販売事業の際に必要な安全柵など、資機材計80基を配備するための資材置場として活用されます。現地は畑地

の不耕作地であり、砕石敷き均しによる不陸整正程度の整地作業のみのため、土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、溢れた雨水は南側の既設側溝に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号11及び整理番号12については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。5条調書、整理番号11番及び整理番号12番についての説明は、事務局の説明の通りです。6月6日、山崎推進委員、私と申請代理人の3人で現地確認を行いましたところ、周辺の農地等に影響がないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号6山崎推進委員、意見ををお願いいたします。

担当推委 区域番号6番山崎です。当申請地については、事務局並びに山崎農業委員の説明の通りです。申請代理人、山崎農業委員と私の3人で現地確認を行いました。が、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、5条調書、整理番号11について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号12について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１２については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号１３および整理場号１４については、先ほど審議を終えておりますので、５条調書、整理番号１５について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１５番について説明します。調書は１０ページ、参考図は３３ページから３４ページ、土地利用計画図は３５ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第２種農地です。申請内容は、資材置場を目的とする農地の売買です。計画によると、機械機器の製造販売業を営む譲受人において、近年の事業拡大に伴い搬入資材が増えたことで、保管用地が必要となり、本社から近隣で国道近くにありアクセスのよい当該地を資材置場として利用されるものです。申請地は第２種農地ですが、前述のとおり他に適地がないためやむを得ないと考えます。造成工事としては、東側からの乗り入れの際に、既存の段差をなくすために擦り付ける程度であり、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透ですが、畑地であり、隣接茶畑とは通路部で縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、それぞれに地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 ５条調書、整理番号１５については、議席１１番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１１番奥村です。５条調書、整理番号１５番について、事務局の説明の通りです。申請者の立ち会いのもと、藤井推進委員と現地確認を行いました。申請理由を聞き取りしたところ、事業拡大にあたり１号線からの大型車両の出入口、また搬入資材の保管用地として利用されます。譲渡人は、農地を親から受け継いだものの管理ができなくなり、今回譲受人と話がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号１９藤井推進委員、意見ををお願いします。

- 担当推委 区域番号１９番藤井です。事務局の説明の通り、農地利用最適化の推進に問題はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号１５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１５については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、５条調書、整理番号１６について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号１６番について説明します。参考図は３６ページから３７ページ、土地利用計画図は３８ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第３種農地です。申請内容は、自動車整備工場に伴う車両置場を目的とする農地の売買です。譲受人は４月総会にて、現況駐車場を５条許可により土地整理をされており、引き続き自社整備工場の周辺環境において、故障車両、整備車両などの在庫車両の保管スペースが不足していることから、不耕作であった譲渡人に相談したところ、所有権移転の合意を得られたもので、当該地を車両６台分の車両置場として利用されるものです。造成工事としては、西側の市道からの乗り入れの際に、既存の段差をなくすために宅地部分で擦り付けられますが、農地部分は砂利敷き均しによる不陸整正程度であり、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透ですが、畑地であり、面積も狭小であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、それぞれに地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。
- 議 長 ５条調書、整理番号１６については、議席１１番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 1 1 番奥村です。5 条調書、整理番号 1 6 番について、事務局の説明の通りです。申請者立ち会いのもと、丸橋推進委員と現地確認を行い、申請理由を聞き取りました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号 2 1 丸橋推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号 2 1 番丸橋です。事務局の説明の通りであり、特に近隣農地に問題はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5 条調書、整理番号 1 6 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 6 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5 条調書、整理番号 1 7 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 1 7 番について説明します。調書は 1 1 ページ、参考図は 3 9 ページから 4 0 ページ、土地利用計画図は 4 1 ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に隣接する建物一団敷地の土地処分を検討していた譲渡人から相談を受けて、これを購入し、当該地一角を居宅利用者及び宅地管理用の露天駐車場として利用されるものです。当該地は譲渡人が土地処分検討の際、環境整備してから引き渡しするものと考えていたことから、当該申請書の提出に合わせて整地作業をされたことが判明しました。このため、新たな造成工事はなく、周囲は農道と自己所有地で囲われた独立した土地であり、特段、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については自然地下浸透ですが、畑地であり、面積も狭小であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、それぞれに地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金と

され、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号17については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号17番について、事務局の説明の通りです。申請者立ち会いのもと、中邨推進委員と現地確認を行い、申請理由を聞き取りました。申請地は宅地に隣接しており、住居の売却に伴い、譲受人が駐車場として利用されることから申請されました。周辺農地に被害はないと考えることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号20番中邨です。申請地は宅地に隣接した農地で、以前は家庭菜園として利用されていました。農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号17について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号18番について説明します。参考図は42ページから43ページ、土地利用計画図は44ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域の第2種農地です。申請内容は、倉庫及び工場建設を目的とする、農地の売買です。計画によると、運送業を営む双方の譲受人において、昨年のトラック事業の労働時間制限、いわゆる物流の2024年間

題による対策として、中継拠点としての物流倉庫を確保し、並びに事業拡大の上で既存事業所が手狭になったことから、幹線道路にほど近く、まとまった一段の敷地を用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかったことから転用申請をされたものです。なお、申請地は第2種農地ですが、事業拡大に伴い、本社に近接し、かつ、適切な広さが確保できる箇所で土地選定を行われており、当地のほかには適当な代替地が見つからなかったことから選定はやむを得ないと考えられます。倉庫関連設備にかかる農地は7,814平方メートル、この計画区域に、高さ8.1メートルで、建築面積1,387.07平方メートルの倉庫及び工場棟を建築されます。事業地を等面積分割した場合の、それぞれの建蔽率は35.5パーセントです。その他の土地利用としては、西側に大きな開拓水路があるため、大型貨物の輪荷重に耐えられるボックスカルバートを設置し、これを事業者が共用利用することで、市道への動線を輻輳化させず、周囲の交通環境に配慮した計画とされています。造成工事については、敷地外周に設置する新設水路及び集水桝に向けて地表水が流れるよう、盛土により整地を行われます。また土砂が流出しないように、敷地周囲にはL型擁壁を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は、事業敷地の北側半面は水路横断箇所付近にある大型桝に、また南側半面は敷地南西部にある大型桝でそれぞれ集水し、西側の開拓水路に放流処理されます。この点、申請地の南北は道路に囲まれており、また東側は畔及び素掘り水路により離隔をとって縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、道路管理者、水路管理者とも協議がなされています。また、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の融資証明で確認をしています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号18については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号18番について、事務局の説明の通りです。申請者代理人立ち会いのもと、中邨推進委員と現地確認を行い、申請理由について聞き取りました。申請地は、不耕作地ですが、譲渡人と十分話し合いの上、代替地の必要な方には農地を探していただいたと聞いております。また、通学路に隣接していることから、進入路も1ヶ所にされ、地域の同意も得られることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号 20 中邨推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 20 番中邨です。事務局及び奥村農業委員の説明の通りです。当申請地についても、農地利用最適化の推進に支障はないと判断します。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5 条調書、整理番号 18 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 18 については、許可することに決定いたします。

なお、この案件は、面積が 3,000 平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、許可については、「都市計画法第 29 条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議 長 議案第 115 号については、以上であります。

議 長 続きまして、**議案第 116 号「農用地利用集積等促進計画の（案）にかかる意見について」**を議題といたします。

なお、議席 2 番福永委員、議席 8 番山崎委員および議席 9 番勝井委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【福永委員、山崎委員、勝井委員 退席】

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 116 号について説明します。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

13ページから34ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計86万8,324.7平方メートルです。

権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、35ページから36ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、議案第116号について採決いたします。「農用地利用集積等促進計画の案」に関して「意見なし」として意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第116号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。
それでは、福永委員、山崎委員および勝井委員の入室、着席を求めます。

【福永委員、山崎委員、勝井委員の入室・着席】

議 長 福永委員、山崎委員および勝井委員に報告いたします。ただいま審議いたしました、議案第116号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたしました。

議 長 議案第116号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は37ページ、参考図は45ページです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が1件であ

り、自己用住宅建築を目的とするものです。説明は以上です。

議 長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 　ご質問等はありませんか。

議 長 　続きまして、報告案件２「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 　地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に３件の提出がありました。提出された地域は、土山町黒川（上の平）、笹路、信楽町杉山です。詳細については、「地域計画参考資料」のとおりです。なお、報告済件数は１０８件です。農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

議 長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 　ご質問等はありませんか。

議 長 　ご質問等も無いようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、該当がなかった旨、市に報告します。

議 長 　報告案件は以上です。
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 　続きまして、報告事項に入ります。
事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局 　・湖国女性農業・推進委員協議会定期総会および研修会の報告について
・第１回制度検討委員会の報告について
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告について
・経過と予定について

議 長 　報告事項は以上です。

議 長 　ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
